

令和 7 年度 大宮消化器病医会役員会

- 【日 時】 令和7年4月10日(木) 午後 7 時～
- 【場 所】 銀座アスター 四季彩そごう大宮店
- 【議 題】
1. 令和7年度学術講演会について
 2. 令和7年度新役員について
 3. 令和7年度総会について
 4. その他

出席者 12 名

予防接種実施要領説明会

日 時 令和7年4月18日(金) 午後7時30分～

場 所 プラザノース 1階ホール

次 第

司 会

1. 開 会

2. 大宮医師会会長挨拶

3. さいたま市より挨拶

4. 実施要領説明

①特定健診・国保人間ドック・国保健診

②後期高齢者健診・後期高齢者人間ドック

③特定保健指導

④健康増進健康診査

⑤特定健診心電図

⑥女性のヘルスチェック

⑦肝炎検診

⑧胃がん検診

⑨大腸がん検診

⑩肺がん・結核検診

⑪前立腺がん検診

⑫骨粗しょう症検診

⑬子宮がん検診

⑭乳がん検診

⑮がん検診精密検査・未受診フォロー

⑯もの忘れ検診

⑰定期予防接種・風しん抗体検査

⑱糖尿病性腎症重症化予防対策事業

⑲その他追加説明

大宮医師会地域医療担当理事 小池 正喜

大宮医師会副会長 飯島 竜之

大宮医師会会長 松本 雅彦

健康支援課課長 本多 英之

国保年金課

国保年金課

健康支援課

健康支援課

松澤 恵里

(国保年金課)

説明担当 須賀 幾

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 林 正敏

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 三好 和夫

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 三好 和夫

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 小池 正喜

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 中村 勉

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 荒井 好昭

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 湯澤 久徳

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 上森 照代

健康支援課 高木 悠浩

説明担当 甲斐 敏弘

北区保健センター 代田 由美

説明担当 飯島 竜之

いきいき長寿推進課 山本 晃也

説明担当 三谷 雅人

感染症対策課 池田 哲也

説明担当 金子 家明

国保年金課 中島 里奈

説明担当 小池 正喜

説明担当 飯島 竜之

5. 質疑応答

大宮医師会地域医療担当理事 小池 正喜

6. 閉 会

大宮医師会地域医療担当理事 小池 正喜

出席医療機関 177施設

出席者 290名

令和7年度埼玉医科大学医学部1年生
「在宅医療早期体験実習」受入れ医療機関

郡市医師会名：

大宮 医師会

No.	医療機関名	住所	担当者職名、氏名	担当者連絡先電話番号	担当者連絡先E-mail	備考
1	かずハートクリニック	さいたま市北区日進町2-1082-3 スワンビル201	内藤 和寛	048-653-7755	kazuheartclinic@gmail.com	
2	さぐち医院	さいたま市見沼区南中丸1032-12	佐口 盛人	048-681-5666	saguchimorihiro@i.softbank.jp	
3	大宮双愛病院	さいたま市大宮区堀の内町2-160	黒坂 和実	048-643-1290	oohp-jim@souai.or.jp	
4	さいたま北クリニック	さいたま市北区宮原町2-103-30	渡邊 孝士	048-662-9615	t-watanabe@houmonshinryou.com	1-3名まで
5	小池内科クリニック	さいたま市北区土呂町2-23-6	小池 正喜	048-662-8600	1214641701@jcom.home.ne.jp	
6	湯澤医院（訪問診療部）	さいたま市西区西遊馬1260-1	中島 あゆみ	080-3939-4877	a.nakajima@hakushinkai.or.jp	

※備考以外必答

令和7年4月16日

会 員 各 位

大宮医師会々長 松 本 雅 彦
担当副会長 飯 島 竜 之
保険担当理事 須 賀 幾

生活習慣病管理料に関する療養計画書 作成補助資料について

日本医師会より、生活習慣病管理料に関する療養計画書作成補助資料の更新について通知がありました。

詳細は埼玉県医師会ホームページまたは大宮医師会ホームページ（会員サイト：診療報酬改定）にも掲載しておりますのでご参照下さい。

埼玉県医師会ホームページ（医療関係者さまへ→医療保険に関する通知）

https://www.saitama.med.or.jp/doctor_33.html

ベースアップ評価料による賃金改善の実施報告に係る 届出様式の改定等について

日本医師会より、ベースアップ評価料による賃金改善の実施報告に係る届出様式の改定等について通知がありました。

詳細は日本医師会ホームページまたは大宮医師会ホームページ（会員サイト：診療報酬改定）にも掲載しておりますのでご参照下さい。

日本医師会ホームページ

（メンバーズルーム→医療保険・介護保険→診療報酬改定に関する情報→ベースアップ評価料関連）

<https://www.med.or.jp/>

[担当：総務課総務係 大谷]

TEL：048-663-5633

令和7年4月1日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会

常任理事 長島 公之

(公印省略)

生活習慣病管理料に関する療養計画書 作成補助資料について

日頃より本会業務につきまして多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて現在、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の患者に対して生活習慣病管理料を算定する際には療養計画書を作成したうえで、栄養、運動、休養、喫煙、家庭での体重や血圧の測定、飲酒、服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことが必要であり、療養指導は、学会等のガイドライン等を参考にすることが求められております。運動に関する指導は、安全性や期待される効果を勘案し、対象者の状況に合わせて適切に行うことが大切です。

療養計画書における運動に関する領域の指導(運動処方、日常生活の活動量増加、運動時の注意事項)の参考資料としては、令和6年5月23日付文書(日医発第396号)でご案内したところですが、より先生方にとって使いやすい資料が必要と考え、本会では今期の「運動・健康スポーツ医学委員会」の中にWGを設けて検討を重ね、今般、**別添資料**のとおり作成いたしました。

つきましては、必要に応じてご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、本資料は日本医師会ホームページメンバーズルーム(<https://www.med.or.jp/japanese/members/chiiki/sports/>)にも掲載していることを申し添えます。

別添資料 資料一式(全49枚)

日医ホームページメンバーズルーム (6ファイルに分けて掲載)

- 目次
- 資料1 療養計画書作成の手引き(P.1～6)
- 資料2 文例集(P.7)
- 資料3 年齢・指導項目別配布資料(P.8～14)
- 資料4 レベル別筋力トレーニング具体例(P.15～42)
- 参考資料 アクティブガイド(P.43～46)

生活習慣病管理料 療養計画書作成補助資料

本資料は、生活習慣病管理料の療養計画書作成のための補助資料として作成したものです。運動または栄養の指導の参考となれば幸いです。

資料1

生活習慣病管理料 療養計画書作成の手引き(P.1～P.6)

療養計画書の項目に基づいた指導の流れ全体を記載しました。(具体的な指導例も掲載しております)

療養計画書(初回用)と指導の流れ ————— 1

療養指導Ⅰ 療養計画書初回作成時 ————— 2

- 1) 検査結果を患者さんと確認 ————— 2
- 2) 栄養状態その他診察所見を確認 ————— 2
- 3) 患者さんの目標(したいこと) ————— 2
- 4) 生活習慣の聞き取り ————— 3
- 5) 食事指導 ————— 5
- 6) 次回までの行動目標について ————— 6

療養指導Ⅱ フォロー・評価と計画書の修正 ————— 6

資料2

療養計画書作成時の文例集(P.7)

療養計画書を作成する際の参考文例です。患者さんにあった目標や指導を記載する際の参考になさってください。

資料3

年齢・指導項目別配布資料一覧(P.8～P.14)

P.8 の一覧表をもとに、患者さんに合う内容があれば、患者さんにお渡しするなど、適宜ご活用ください。

年齢・指導項目別配布資料一覧	8
資料① 食事と運動で未来の自分をもっと元気に(成人版)	9
資料② 食事と運動で未来の自分をもっと元気に(成人版・食事指導)	10
資料③ 食事と運動で未来の自分をもっと元気に(成人版・運動指導)	11
資料④ 元気な未来は自分で作る(高齢者版)	12
資料⑤ 元気な未来は自分で作る(高齢者版・食事指導)	13
資料⑥ 元気な未来は自分で作る(高齢者版・運動指導)	14

資料4

運動指導補助資料・レベル別筋力トレーニング具体例(P.15～P.42)

運動に関する指導についての資料です。P.15 の運動全般の留意点、P.16 のウォーキングの留意点を適宜、患者さんにお渡しするとともに、P.17 の筋力トレーニング一覧をもとに患者さんに合った、無理のないメニューを選択して、適宜患者さんにお渡しください。

なお、運動指導についての不明点がありましたら、下記にお問い合わせください。

【運動指導に関するお問い合わせ】

NPO法人日本健康運動指導士会

Email: office@jafias.net

これから運動をはじめる皆様へ 15

ウォーキング等の有酸素運動をはじめてみましょう 16

生活習慣病などの患者さん向け 家庭でできる筋力トレーニング例【レベル別一覧】 17

A-1	テーブルつかまりスクワット	18
A-2	下半身のトレーニング	19
A-3	自体重スクワット	20
A-オプション	【膝に不安のある方】自体重スクワット(半分・1/4 しゃがみこみ)	21
B-1	仰向けで片脚の膝の曲げ伸ばし	22
B-2・3	椅子に座って膝の曲げ伸ばし	23

C-1	立った姿勢で前後脚振り	24
C-2	仰向けで両脚お尻上げ下げ	25
C-3	仰向けで片脚お尻上げ下げ	26
D-1	座って背中を丸めて伸ばす	27
D-2	脚上げ姿勢で背中を丸めて戻す	28
D-3	膝立て姿勢で背中を丸めて戻す	29
E-1	椅子に座ってかかとの上げ下げ	30
E-2・3	椅子につかまってかかとの上げ下げ	31
F-1	椅子に座って手合わせ左右	32
F-2	壁で腕立て伏せ	33
F-3	膝つき腕立て伏せ	34
G-1～3	片手ペットボトル上げ下げ	35
H-1・2	座ってペットボトルをもって肘曲げ伸ばし	36
H-3	立ってペットボトルをもって肘曲げ伸ばし(バランスも)	37
I-1	座ってペットボトルをもって肘伸ばし	38
I-2・3	立ってペットボトルをもって肘伸ばし	39
J-1	立ち姿勢でペットボトルをもって腕の上げ下げ	40
J-2	椅子に座ってペットボトルをもって腕の上げ下げ	41
J-3	椅子に座ってペットボトルをもって腕の押し上げ	42

参考資料

アクティブガイド(P.43～P.46)

(健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023)

アクティブガイド(成人版・高齢者版)(厚生労働省)

2023年に厚生労働省が作成した資料です。患者さんに指導する際などに、必要に応じてご活用ください。

ベースアップ評価料 「賃金改善実績報告書」（診療所用）の作成・提出について

1. 令和7年4月以降の対応
2. 簡素化された「賃金改善実績報告書」の作成方法
3. 「賃金改善実績報告書」の提出方法
4. その他



1

1. 令和7年4月以降の対応

令和6年度にベースアップ評価料を算定した医療機関は、
4月以降、以下の対応が必要です

- ① 令和7年度分の「賃金改善計画書」を4月に作成し、
令和7年6月末までに厚生局に提出します
- ② 令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、
令和7年8月末までに厚生局に提出します



次ページ以降で①と②の概要についてご説明いたします

2

① 令和7年度分の「賃金改善計画書」を4月に作成し、 令和7年6月末までに厚生局に提出します

- 令和7年度も「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」のみを算定する場合は、令和7年3月31日※に更新された新様式（大幅に簡素化された新様式）を利用して、令和7年度分の「賃金改善計画書」の作成・提出が可能です

※令和7年1月10日に示された新様式が、今回の賃金改善報告書の簡素化に伴い文言等の更新がなされたもの



※令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行った医療機関は、その際、令和7年度分の「賃金改善計画書」を提出済みですので、改めて令和7年度分の「賃金改善計画書」を作成・提出する必要はありません

- 大幅に簡素化された新様式の作成手順を解説した資料と動画は、メンバーズルームに掲載しておりますので、ご参照ください

（日本医師会メンバーズルーム）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>



3

② 令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、 令和7年8月末までに厚生局に提出します



※令和7年3月以降に届出を行い、令和7年4月からベースアップ評価料の算定を開始した医療機関は、令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成・提出する必要はありません

- 令和7年3月31日付けで「賃金改善実績報告書」も大幅に簡素化されました！
- 診療所であれば、令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月（1ヶ月分）の
- ・対象職員の人数（常勤換算数）
 - ・賃金改善後の「基本給等」の総額（※「基本給等」とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額です）
 - ・「ベア等」による賃金改善実績額（※「ベア等」とは、基本給等の引上げ額のことですが、定期昇給分は含みません）
- などを入力することで作成可能です
- 算定開始時に提出した計画書と実績報告書の内容が異なっていても問題はありません



次ページ以降で、簡素化された「賃金改善実績報告書」
の作成方法をご説明いたします

4

2. 簡素化された「賃金改善実績報告書」の作成方法

まず「賃金改善実績報告書」を準備します



厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」からダウンロードします

【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



7. 賃金改善実績報告書様式（医療機関用・訪問看護ステーション用）

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関及び訪問看護ステーションは、毎年6月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を以下の様式により作成し、地方厚生(支)局長に報告する必要があります。
なお、従来のベースアップ評価料届出様式（Excel形式）の報告書シートを用いて、報告を行うことも可能です。従来の様式を用いて報告を行う際は、以下の注意点をご確認の上で、報告を行ってください。

報告書専用様式（医療機関用）

- ・病院及び診療所等用 ☒ 報告書様式「336KB」 ☐ [NEW] / ☒ 評価額「146KB」 ☐ [NEW]
- ・診療所及び在宅診療等用 ☒ 報告書様式「337KB」 ☐ [NEW] / ☒ 評価額「126KB」 ☐ [NEW]

報告書専用様式（訪問看護ステーション用）

- ・訪問看護ステーション用 ☒ 報告書様式「167KB」 ☐ [NEW] / ☒ 評価額「146KB」 ☐ [NEW]

説明資料

- ・☒ ベースアップ評価料届出後の流れ（評価額）のみを届出している医療機関・ステーション用「8.64KB」 ☐ [再掲]
- ・☒ ベースアップ評価料届出後の流れ（12月以外の医療機関・ステーション用）「9.34KB」 ☐ [再掲]

従来版の届出様式に含まれる「報告書シート」を用いることもできますが、今回あらたに示された「報告書専用様式」のほうが作成しやすくなっています

5

- 簡素化された「賃金改善実績報告書」（診療所版）の全体像は以下のとおりです
- 基本的には、①から⑥の項目を入力することで報告書が完成します

項目		記載事項
①	基本情報	保険医療機関コード、保険医療機関名、所在地、連絡先を記載
②	I 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間	令和6年度において賃金改善を実施した期間（＝ベースアップ評価料を算定した期間）を記載
③	II-1 ベースアップ評価料による収入の実績額	令和6年度におけるベースアップ評価料の算定金額の総額を記載
④	II-2 ベースアップ評価料による収入の繰越状況	繰越額の有無や、算定したベースアップ評価料をベア等実施分に使い切ったかを確認
⑤	III ベースアップ評価料の対象職員（全体）の基本給等	ベースアップ評価料で賃上げを行った対象職員の人数、基本給等総額、賃金改善した額を記載 <u>（1ヶ月分のみ）</u>
⑥	IV、V ベースアップ評価料の対象職種以外の職員の賃上げ	40歳未満の勤務医や、 <u>専ら事務のみを担当している事務職員</u> が在籍している場合、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載 <u>（1ヶ月分のみ）</u>

6

「基本情報」を入力します

保険医療機関コード	1234567
保険医療機関名	●●クリニック
所在地	都道府県 東京都
住所	文京区本駒込●-●-●
連絡先	担当者氏名 日医 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX

- ・ 保険医療機関コード
- ・ 保険医療機関名
- ・ 所在地
- ・ 連絡先 を入力します

7

「Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します

具体例①

令和6年10月に届出を行い、同年11月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間		☒ ●●クリニック ☐ ○●クリニック	住さ
(1) 賃金改善実施期間			
令和	6 年 11 月	～ 令和 7 年 3 月	5 ヶ月
(2) ベースアップ評価料算定期間			
令和	6 年 11 月	～ 令和 7 年 3 月	5 ヶ月

(1) 賃金改善実施期間

始期：令和6年11月（基本的には、ベースアップ評価料を算定し始めた月が賃金改善実施期間の始期になります）
 終期：令和7年3月（この例では、令和6年度の報告は5ヶ月分の報告になります）

(2) ベースアップ評価料算定期間

始期：令和6年11月（令和6年度にベースアップ評価料を算定し始めた月を入力します）
 終期：令和7年3月（同じく、この例では、令和6年度の報告は5ヶ月分の報告になります）

8

「Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間」を入力します

具体例②

令和7年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 3 月 ~ 令和 7 年 3 月 1 ヶ月

(1) 賃金改善実施期間

始期：令和7年3月（基本的には、ベースアップ評価料を算定し始めた月が賃金改善実施期間の始期になります）

終期：令和7年3月（この例では、令和6年度の報告は令和7年3月の1ヶ月分のみ報告になります）

(2) ベースアップ評価料算定期間

始期：令和7年3月（令和6年度にベースアップ評価料を算定し始めた月を入力します）

終期：令和7年3月（同じく、この例では、令和6年度の報告は令和7年3月の1ヶ月分のみ報告になります）

9

「Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額」を入力します

令和6年度にベースアップ評価料を算定した期間(前のページの(2)の期間)における
ベースアップ評価料の算定金額総額を記載します



レセコンの機能を用いて算定金額、あるいは算定回数を調べます
(レセコンの操作がわからない場合は、ベンダーにご相談ください)

例) 令和7年2月に届出を行い、同年3月からベースアップ評価料を算定した医療機関の場合

令和7年3月の初診料の算定回数(100回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 初診時 6点	=	600点 (6,000円)
令和7年3月の再診料の算定回数(500回) × 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 再診時 2点	=	1,000点 (10,000円)
ベースアップ料の算定金額総額		1,600点 (16,000円)

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】	
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額	16,000円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額	0円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】	16,000円

0

「Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況」を入力します

- 翌年度への繰越予定額や、前年度からの繰越額があれば記載します
- 算定したベースアップ評価料をベア等、およびそれに伴う賞与・時間外手当・法定福利費等の増額分に使い切ったかを確認して、チェックします

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況	
※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。	
(6) 翌年度への繰越予定額	0円
(7) 前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載）	0円
(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】	16,000円
(9) (8) について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒ 問題なし

繰越額がなければ
0円と入力します

算定したベースアップ
評価料をベア等、およ
びそれに伴う賞与・時
間外手当・法定福利費
等の増額分に使い切っ
たことを確認したら、
ここにチェックしてく
ださい



- ① 計画よりもベースアップ評価料の算定金額が増えた場合の対応例
⇒ 翌年度への繰越予定額として(6)に記載する
(令和6年度の賃金改善計画では繰越を予定していなかったとしても可)
- ② ベア等に連動して引き上げられた賞与、時間外手当、法定福利費等の具体的な金額
については報告する必要はありません。(9)にチェックをいれるだけでOKです。

11

「Ⅲ. ベースアップ評価料の対象職員の基本給等に係る事項」 を入力します

令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)の対象職員の

- ✓ 人数(常勤換算数)を(10)に、
- ✓ 基本給等総額を(11)に、
- ✓ 賃金改善した額を(12)に入力します

※ 算定開始月1か月分のみ報告ですので、年度の途中で人数や賃上げ額が変更になったこと等の報告は不要です
※ 賃金改善計画書に記載した金額と報告書の記載が異なっていても問題ありません

【ベースアップ評価料対象職種について】	
Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	3.0 人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	700,000 円
(12) ベア等による賃金改善実績額（1ヶ月分）	13,734 円
(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ (11) - (12)】	2.0 %



(10)～(13)については、次ページ以降でもう少し詳しくご説明します

12

令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)に関する以下の数値を入力します

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・パート職員も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能です
- ・事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は「その他医療に従事する職員」として対象職員に含めることができます

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・基本給等とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額であり、その総額（対象職員全員の基本給等の総額〔1か月分〕）を記載します

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・以下のように計算します
「ベースアップ後の基本給等総額」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額」＝(12)
- ・なお、定期昇給による賃金増加分は(12)には含めません

(13) ベア等による賃金増率

- ・この数値は自動計算されます。
- ・この数値が令和6年度の政府目標2.5%に達していなくても問題ありません

13

具体例(令和7年3月からベースアップした診療所の場合)

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・令和7年3月時点の職員数は、常勤看護師1名、常勤の事務職員1名、パートの事務職員2名（常勤換算すると1名）であり、当該事務職員は患者の検温や診察室への移動の補助等も行っている場合
⇒「(10) 対象職員の常勤換算数」は「3.0人」と入力

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・令和7年3月分として支払う賃金のうち、上記「対象職員3.0人」に支払う基本給等総額（つまり、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額）は700,000円であり、同月中に定期昇給はしていない場合
⇒「(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」は「700,000円」と入力

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・令和7年3月にベースアップしなかった場合、上記「対象職員3.0人」に令和7年3月分として支払う基本給等総額は686,266円であった場合

(計算例)

「(11)のベースアップ後の基本給等総額 700,000円」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額 686,266円」＝13,734円

⇒「(12) ベア等による賃金改善実績額」は「13,734円」と入力

(13) ベア等による賃金増率

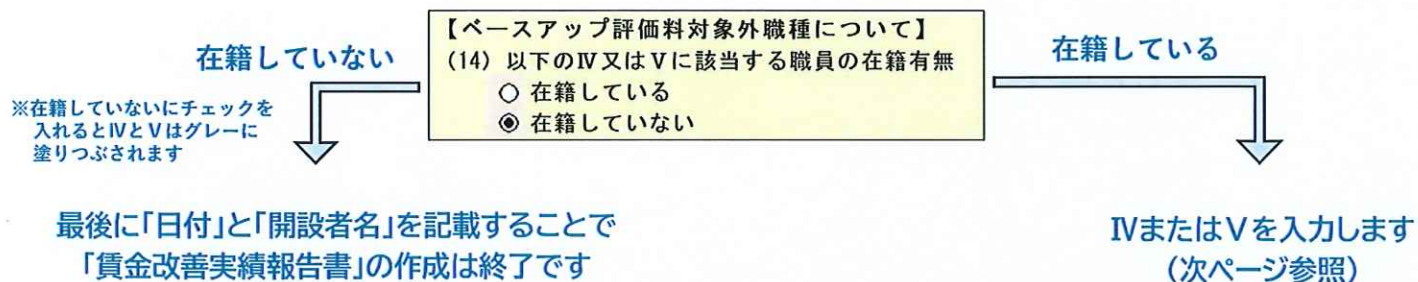
- ・この数値は(12)÷((11)－(12))により自動計算され、その結果、2.0%となります。
- ・この数値が令和6年度の政府目標2.5%に達していなくても問題ありません

14

「Ⅳ. 40歳未満の勤務医師の基本給等に係る事項」 「Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項」の入力について

✓ 「40歳未満の勤務医師」や「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合のみ、入力します

✓ 事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者で、「その他医療に従事する職員」として(10)の「対象職員」に含めた事務職員は「Ⅴ」の「事務職員」には該当しません



本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 3 日 開設者名: 日医 太郎

15

- 「40歳未満の勤務医師」や、「専ら事務のみを担当している事務職員」が在籍している場合は、その人数、基本給等総額、賃金改善実績額を、賃上げの有無に関わらず記載します
- 令和6年度にベースアップ評価料の算定を開始した月(1か月分)の人数、基本給等総額、賃金改善実績額を記載します

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.0 人
(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	1,000,000 円
(17) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
(18) ペア等による賃金増率【(17)÷{(16)-(17)}】	0.0 %

賃上げを行っていない場合、賃金改善実績額は「0円」と記載します

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項

(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.0 人
(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】	200,000 円
(21) ペア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)※賃金改善を実施していない場合は0円	0 円
(22) ペア等による賃金増率【(21)÷{(20)-(21)}】	0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 4 日 開設者名: 日医 太郎

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで「賃金改善実績報告書」の作成は終了です

16

3. 「賃金改善実績報告書」の提出方法

別添 (診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和 6 年度) 報告対象年度を記載します

保険医療機関コード	1234567	半角数字7桁で記載
保険医療機関名	●●診療所	医療機関名を記載
所在地	都道府県 東京都	医療機関が所在する都道府県を選択すると、欄外に提出先メールアドレスが表示されます
住所	千代田区霞が関X-X-X	医療機関の所在地の住所を記載してください
連絡先	担当者氏名 たんとうしゃ	

様式提出先のメールアドレス！
baseup-hyoukaryou13@mhlw.go.jp
 報告書届出における注意点
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/>

- 基本情報を入力する際に、医療機関が所在する都道府県を選択すると、提出先となる厚生局のメールアドレスが欄外に表示されますので、このメールアドレスにメールで提出します
- メール提出時、メールに添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードを記入します
 (例:1234567_ベースアップ評価料報告書)
 【医療機関コード】 【ファイル名】
- メール本文にも、医療機関名や連絡先を記載します
- メールアドレスを持っていないなど、やむを得ない場合は、書面で提出してください

17

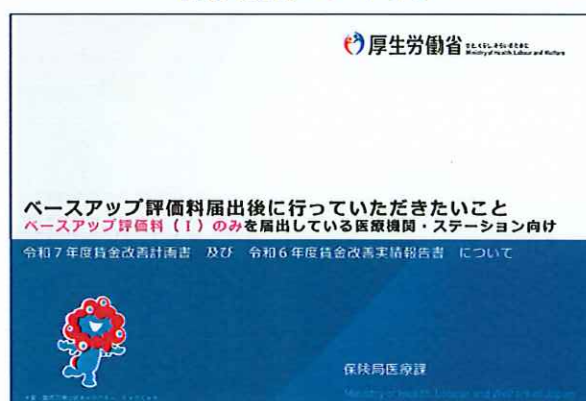
4. その他

厚労省のHPにある「ベースアップ評価料特設ページ」には、新しい様式のほか、「令和7年度賃金改善計画書」及び「令和6年度賃金改善実績報告書」の作成方法等について説明したスライドなども掲載されております。

【ベースアップ評価料特設ページ】



【説明用スライド】



【厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



18

令和 7 年度大宮耳鼻咽喉科医会定例総会報告

【日 時】令和 7 年 4 月 16 日(水) 午後 7 時 30 分

【場 所】大宮医師会 大会議室

【出席者】出席名 11 名 ・ 委任状 8 名 (医会員数 25 名)

記

1. 議 事

- 1) 役員改選
- 2) 令和 6 年度事業報告
- 3) 令和 6 年度会計報告
- 4) 令和 7 年度事業計画(案)
- 5) 令和 7 年度さいたま市大宮休日当番医執務(案)
- 6) その他

令和 7 年 4 月 22 日
第 2 回理事会報告

令和 7 年度看護専門学校運営会議理事会報告

【日 時】 令和 7 年 4 月 1 4 日(月) 午後 7 時 3 0 分

【場 所】 大宮医師会 小会議室

【出席者】 1 0 名

司 会 後藤事務長

1. 開会挨拶 関口学校長

2. 担当副会長挨拶 田原副会長

3. 議事

1) 協議事項

- ① 令和 7 年度（令和 8 年度入学生）入試日程について
- ② 令和 7 年度（令和 8 年度入学生）学校説明会日程について

2) 報告事項

- ① 令和 7 年度卒業式日程について
- ② 令和 8 年度入学式日程について
- ③ 令和 7 年度後援会総会日程について
- ④ 令和 7 年度准看校・看専校合同講師会日程について
- ⑤ 学校運営について
 - ・令和 6 年度決算見込みについて
- ⑥ 令和 6 年度学生の募集活動の結果報告について
- ⑦ 令和 6 年度……第 114 回看護師国家試験結果報告
- ⑧ 令和 6 年度……学校運営報告

4. その他

5. 閉会挨拶 大野副学校長

【報告事項】

令和7年度第1回子宮がん検診委員会（持ち回り）

【期 日】 令和7年4月14日（月）

【参加者】 10名

【議題1】ASC-US判定時の精密検査結果連絡票記載方法について
（ 承 10名 、 否 0名 ）

令和7年度第1回乳がん検診委員会・読影医合同委員会

【日 時】令和7年4月17日（木）午後7時30分～

【場 所】パレスホテル大宮 瑞麟

【議 題】 1. 出席者紹介
2. 令和5・6年度報告
3. 令和7年度さいたま市地域医療研究費補助事業について
4. 令和7年度症例検討会について
5. その他

参加人数 10人

**さいたま市 4 医師会連絡協議会
令和 7 年度 第 1 回幹事会議事録**

日 時：令和 7 年 4 月 9 日（水）19 時 30 分～

開催方式：WEB（ZOOM）方式

出席者：【浦和医師会】松谷 一成 理事 岩崎 良二 理事
 【大宮医師会】三谷 雅人 副会長 鈴木 英彦 理事
 【岩槻医師会】梁 広 理事 七条 敏明 理事
 【さいたま市与野医師会】阪 真 副会長 浅川 喜裕 理事

○ 市からの依頼事項

教育委員会事務局 学校教育部

1. 令和 7 年度学校保健講習会の講師依頼について 【健康教育課】
 （説明内容）

令和 7 年度学校保健講習会の講師を依頼したい。

目的：児童生徒の健康問題について、各学校の健康教育関係者に対し、医師・
 歯科医師・薬剤師等による専門的知識及び技能についての講習を行い、
 さいたま市立学校における学校保健活動の充実を図る。

参加対象者：市立小・中・中等教育・高等・特別支援学校の教職員 168 名

動画視聴日時：令和 7 年 8 月 1 日（金）～8 月 29 日（金）

謝金：復興税等を差し引いた 26,937 円

回答期限：令和 7 年 5 月 30 日（金）

講習会開催方法：オンラインにおいて、事前に講習動画を撮影した動画配信とする。

動画について：45 分～60 分の動画を 7 月中旬ごろに撮影する。

医師講師による講演内容希望

：各学校からの希望をお伝えするが、講師の先生の専門領域でも全く構わ
 ないとのこと。

- ・けがの対応について
- ・視力低下とタブレット使用について
- ・精神疾患関係について
- ・起立性調節障害について 等

（審議結果）

例年、4 医師会持ち回りで講師を推薦しており、令和 7 年度はさいたま市与野医師会から推薦することで、本件は了承された。

子ども未来局 子ども育成部

2. 5 歳児健康診査の実施の準備に係る協力医師の推薦について 【母子保健課】
 （説明内容）

さいたま市では、5歳児健康診査の実施を検討しており、現在、実施体制の構築や実施に係る予算確保に向け、情報収集や課題の整理検討を行っている。実施にあたり、健診実施方法の検討調整を行うため、小児科の先生方を各医師会より1名ずつ協力医師としてご推薦いただき、会議等のご助言を頂戴したい。

(1) 実施の経緯

令和5年12月22日に5歳児健康診査の全国展開に向けた国の施策方針が盛り込まれた「こども未来戦略」が閣議決定され、次いで、令和5年12月28日に子ども家庭庁より、市町村における5歳児健診事業の国庫補助「母子保健医療対策総合支援事業」の実施要項が通知されたことを受け、さいたま市では支援が必要な5歳児への早期介入・早期支援を行うことを目的として、この国庫補助を用いた事業化を検討している。

(2) 各医師会への依頼内容

健診実施方法等の具体的な検討調整を行うため、各医師会から協力医師の推薦を依頼する。

(3) 推薦を希望する医師の標榜科及び人数

各医師会から小児科1名

(4) 各協力医師への依頼内容（予定）

「（仮称）さいたま市5歳児健康診査検討会」において、5歳児健康診査の実施方法等についてご助言をいただくなど、検討の場への参画をお願いしたい。

(5) 各協力医師との検討事項（予定）

- ・問診票及び健診票の記載事項について
- ・判定のポイントについて
- ・健診を実施する小児科医の調整方法について
- ・地域かかりつけ医を含めた医療分野のフォローアップ体制について

(6) 「（仮称）さいたま市5歳児健康診査検討会」

協力医師と調整の上、決定したい。文書やメールによる意見照会、対面またはオンラインによる意見交換・検討等を想定している。開催回数については年3～4回程度で、フォローアップに関わる庁内外の関係機関を交えて実施する場合もあるとのこと。

(6) 謝礼 10,000円/回（対面またはオンラインにて検討会を開催した際）

(7) 回答期限 令和7年4月21日（月）

（審議結果）

協力医師については、昨年の1か月児健康診査の検討に協力下さった小児科の先生に事前に相談の上、内諾を頂戴しているとのことである。4月22日（火）開催の浦和医師会理事会における承認の上、4月23日に回答することで本件は了承された。

保健衛生局 保健所

3. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

【感染症対策課】

（説明内容）

令和7年3月11日に厚生労働省より発出された事務連絡を受け、令和6年度中にMR

ワクチンの出荷停止の影響等を理由に、接種期間内の接種を受けられなかった方については接種期間を超えても定期接種とみなすこととなったことを踏まえて、さいたま市の対応について報告するものである。

(1) 対象者

- ① 令和6年度MR第1期対象者：令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生まれの方
- ② 令和6年度MR第2期対象者：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方
- ③ 第5期対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、令和6年度末までに風しん抗体検査を受け検査基準値に満たない者

第5期の経過措置については、任意検査等、これまでの集合契約の条件に基づかないものであっても適用可能としており、クーポン券に限らず対応させていただくが、他ワクチンと同様に接種済みの方や対象年齢外の方は認められないので了承いただきたい。

(2) 接種可能期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

(3) 予診票

- ① 令和6年度MR第1期・第2期対象者：令和6年度または令和7年度の予診票を使用
- ② 第5期：「風しん第5期定期接種予診票」をさいたま市ホームページからダウンロード

(4) 接種費用

- ① 令和6年度MR第1期・第2期対象者：令和7年度定期接種対象者と同様、医師会を通じてさいたま市へ接種費用を請求
- ② 被接種者から接種費用を徴収する。被接種者への助成方法としては、被接種者からさいたま市へ請求の上、償還払いとする。

(5) その他

- ① 令和6年度実施医療機関あてに予診票、市民向け接種案内、償還払いの手続きのチラシを事前に送付済みである。
- ② 風しん第5期の県内相互乗り入れについて
現在、埼玉県医師会と埼玉県で6月からの実施に向けて契約の検討されており、さいたま市としても現時点では他ワクチンと同様に参加すべきと考えているところではあるが、乗り入れに参加した場合、市内医療機関では償還払いの手続きが必要になるのに対し、市外医療機関では手続き不要になるため、市外で接種する可能性も若干残る。現在までの接種状況としては、市全体で月に50件弱と少なく、接種条件となる抗体検査についても3月末で既に終了していることから、相互乗り入れの開始時期である6月以降の接種は大きく減ることが予想される。そのため、相互乗り入れに参加した場合でも市民が市外で接種するとの影響は限定的ではないかと考えている。改めて幹事の先生方のご意見を聞かせていただきたい。

(審議結果)

医療機関の接種費用については、これまで請求していた金額ではなく各医療機関で設定する金額で、里帰りで接種されるケースと同様、市からの償還額は上限を設けている

が、具体的な償還上限額は公表していないとのことである。審議の結果、本件は了承された。

4. さいたま市難病対策地域協議会の委員の推薦について

【健康支援課】

(説明内容)

本件については、3月幹事会で議案上程されており、2年の任期満了となる現任の本間晋介の継続のご意向について、まずはさいたま市から確認いただきたいとの意見があったため、一度持ち帰らせていただき改めて案件として上程するものである。

本間先生にご意向を確認した結果、継続をご辞退するとのこと回答であり、後任として青木内科クリニック/青木和利先生（浦和）に打診をしたところ内諾を得ることができた。指定難病は神経筋疾患、消化器疾患、膠原病関連疾患が多いが、その中でも青木先生は膠原病関連疾患を診られていること、指定難病の申請時に必要な臨床調査や個人票記載のご経験が豊富であることから依頼させていただいた。

(審議結果)

4月22日（火）の浦和医師会理事会で承認後、回答することで本件は了承された。

保健衛生局 保健部

5. 歯科口腔保健審議会委員の推薦について

【保健衛生総務課】

(説明内容)

本委員については、4医師会連絡協議会より2名の委員の推薦を頂戴しているが、任期が本年6月30日で満了となるので、引き続き公認の推薦を依頼するものである。

職務内容：歯科口腔保健の推進に関する調査審議を行う

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

開催回数・方法：年2回程度、対面方式

報酬金額：会長 12,000円/回 委員 10,000円/回

事前の意向確認：2名のうち1名は4医師会連絡協議会の議長、もう1名は武石容子先生（大宮）であるが、武石先生からは継続の内諾を頂戴している。

回答期限：令和7年5月30日

(審議結果)

本件は了承された。

○幹事会協議・報告事項

1. 補聴器購入費助成事業の要望について

【大宮医師会】

(説明内容)

昨年開催された埼玉県医師会耳鼻咽喉科医会において、補聴器購入助成事業について議論された。埼玉県でも63市町村のうち、13市町村で助成事業が開始され、上限は2

0,000から40,000円とのことである。加齢性難聴は認知症やうつ病の発症にも深く関わっているため、その予防として補聴器の使用が重要と考えられるが、日本の難聴者における補聴器使用率は他の先進国に比べて低く、その一因として補聴器が高額であることもあげられる。障害者手帳があれば公的補助を受けることが可能であるが、聴覚障害の基準を満たしてはいないものの難聴で困っている方も多数いるとのことで、さいたま市でも本事業の開始について4医師会から要望していただきたい。

(審議結果)

本件は了承された。

2. 4 医師会親睦コンペ案内について

【大宮医師会】

(説明内容)

- ・開催日 : 令和7年8月3日(日)
- ・場所 : 大浅間ゴルフクラブ
- ・集合 : 午前9時 1階ラウンジ
- ・スタート : 午前9時31分
- ・費用 : 40,000円(直接ゴルフ場へ支払う。プレー費、昼食、パーティ費込み)
その他の費用として、4,000円(景品代等)、新幹線代、バス代
- ・募集人数 : 12組48名
- ・参加申込 : 各医師会の事務局で取りまとめの上、5月16日(金)までにメールにて大宮医師会事務局までご回答いただきたい。

(審議結果)

本件は了承された。

3. 埼玉県男女共同参画推進センター支所の嘱託医師の推薦について

【さいたま市与野医師会】

(説明内容)

毎年、埼玉県医師会を通して推薦依頼の案件である。昨年までは「埼玉県婦人相談センター」との名称であったが、昨年4月に埼玉県男女共同参画推進センターへ統合された。4名の内、さいたま市内の3名の嘱託医の推薦をお願いしたい。

現任の3名の先生(内科:若林邦男先生、産婦人科:柏崎香織先生、整形外科:福岡昌利先生)には、継続の内諾を頂戴している。

尚、回答期限については、依頼文には4月10日(木)までと記載されているが、依頼次期が遅くなったため、回答が遅れても問題ないとのことである。

(審議結果)

本件は了承された。

4. 第51回日本診療情報管理学会学術大会の後援依頼の件

【さいたま市与野医師会】

(説明内容)

一昨年は福岡市、昨年は十和田市で開催され、本年は大宮ソニックシティにて開催予定。大会長は東松山医師会の松本万夫先生で名義後援を依頼するものである。

- ・テーマ : 求められるプロフェッショナルリズム ~診療情報管理士の業務とは~
- ・会期 : 2025年8月28日(木)・29日(金)

・会場：大宮ソニックシティ

(審議結果)

本件は了承された。

5. 令和6年度さいたま市認知症対策推進事業の実績報告の件 【さいたま市与野医師会】

(説明内容)

令和6年度の契約金額386,000円で「もの忘れ相談医研修」を2回実施した結果、執行金額は325,390であり、返納予定額は61,300となる予定である。
尚、令和7年度「物忘れ相談医研修」は7月4日(金)に開催予定である。

(審議結果)

本件は了承された。

6. 令和7年度さいたま市認知症対策推進事業業務見積書の提出について

【さいたま市与野医師会】

(説明内容)

内容、金額とも前年度と変更はなく、351,455円(税抜)である。

(審議結果)

本件は了承された。

○その他

1. 阪幹事(さいたま市与野医師会)より

6月18日(水)19時半より北浦和の二木屋にて幹事会懇親会(打上げ)を開催予定。

2. 三谷幹事(大宮)より

昨年、大宮医師会で大腸がん検診委員会が開催された。高齢者の受診が多い点については問題ないが、施設入所者で90歳以上の方が多く受診しており、精密検査の判定となっても検査を受けられないケースが多いのではないかと意見があり委員会より他の医師会の状況を教えていただきたいとのことである。

他の3医師会とも、現状では特に問題とはなっていないが、浦和の松谷幹事からは消化器の先生にも聞いてみて下さるとのことである。

今後の開催は、幹事会：令和7年 5月14日(水) 19時30分(WEB)
役員会：令和7年 5月21日(水) 19時45分(与野)
幹事会：令和7年 6月11日(水) 19時45分(与野)

令和7年度 第1回
 埼玉県医師会地域包括ケアシステム推進委員会
 日時：令和7年4月17日（木）午後4時～
 場所：埼玉県医師会 5階大会議室

挨拶

議題

1. 埼玉県と共催等で実施する研修会について
 県高齢者福祉課、県地域包括ケア課
 - ① 令和6年度報告……………【資料1－1】
 - ② 令和7年度予定……………【資料1－2】
2. 在宅医療提供体制に関する県事業について……………【資料2】
 県医療整備課
3. ACP普及啓発人材バンク登録講師ネットワーク会議について……………【資料3】
 鹿嶋常任理事

4. 「埼玉県医師会在宅医療塾」について……………【資料4】
 鹿嶋常任理事

5. 訪問診療同行研修および緩和ケア病棟同行研修について……………【資料5】
 鹿嶋常任理事

6. 埼玉県地域包括ケアシステム推進会議について【報告】……………【資料6】
 鹿嶋常任理事
 日時：令和7年2月20日（木）
 場所：ロイヤルパインズホテル浦和

7. 令和7年度地域包括ケア関連行事予定……………【資料7】

8. その他

若手医師による意見交換会次第

日時；令和7年4月19日（土）13:15～16:30

場所；埼玉県県民健康センター 1階 大会議室 B

進行；埼玉県医師会 桃木 茂 常任理事

1. 開 会 (13:15)

2. 挨拶 埼玉県医師会 水 谷 元 雄 副会長 (13:20～13:25)

3. 日本医師会シンポジウムへの参加 (13:30～16:00)

「未来ビジョン “若手医師の挑戦”」

進 行 日本医師会 笹本洋一 常任理事

●開 会

●挨拶 日本医師会 松本吉郎 会長

●シンポジウム 座長 京都府医師会 松井道宣 会長

①都道府県医師会役員として活躍する若手医師の取り組み

北海道医師会常任理事／

北海道大学大学院医学研究院医学教育・国際交流推進センター准教授 村上 学

②へき地で活躍する若手医師の取り組み

浜田市国保診療所連合体波佐診療所所長 佐藤優子

③二足の草鞋を履く若手医師の取り組み

横浜フロント脳神経外科・泌尿器科院長／Dr まあやデザイン研究所 折居麻綾

④先輩医師から若手医師へのエール

京都府医師会理事／京都府立医科大学北部キャンパス長 加藤則人

⑤フロアを交えた意見交換

●閉 会

4. 意見交換 (16:00～16:30)

5. 閉 会 (16:30)



清水はやと

希望のまちへ もっとシンカ！

総決起集会

日 時 5月8日（木曜日） 友引

18：30～19：30（受付開始 18：00）

場 所 レイボックホール 大ホール
（市民会館おおみや7階）

大宮駅東口徒歩3分

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-118

電話 048-641-6131

裏面の申込書にご記入の上、FAX又はメールにてお申し込みください。
メールでお申込みの場合は、メールアドレス s-hayato@shimizu-hayato.jp へ
代表者名、代表者の連絡先、参加者名を入力してお送りください。
公共の交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先：清水はやと後援会事務所

337-0051 さいたま市見沼区東大宮7-70-3-1F

TEL：048-686-9940 FAX：048-686-9941

FAX 返信先 : 048-686-9941

当日の来場者をご記入の上、4月25日（金）までにご返信下さい。

清水はやと総決起集会

日時／5月8日（木）18:30～19:30 場所／レイブロックホール

記入者名

会社名：所属名

連絡先 TEL

F A X

E - mail

No.	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	